

風の子保育園 重要事項説明書

(令和8年4月1日)

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 水仙福祉会
所 在 地	大阪市東淀川区小松1-13-21
電話番号	06-6328-3786
代表者氏名	理事長 松村 寛

2. 利用施設

施設の種類	保育所型 認定こども園	
施設の名称	風の子保育園	
施設の所在地	大阪市東淀川区小松1-11-8	
連絡先	電話番号	06-6328-4019
	Fax	06-6328-4030
管理者	園長 松村 成子	
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童	
認可定員	〈1号認定の子ども〉	
	3歳児 2人	
	4歳児 2人	
	5歳児 2人	
	〈2,3号認定の子ども〉	
	0歳児 9人	1歳児 15人
	2歳児 18人	3歳児 33人
	4歳児 33人	5歳児 33人
利用定員	〈1号認定の子ども〉	
	満3歳児以上の児童 3人	
	〈2,3号認定の子ども〉	
	満3歳児以上の児童 93人	
	満1歳児以上満3歳児未満の児童 29人	
	満1歳児未満の児童 6人	
開設年月日	令和8年4月1日	
事業所番号	271005100342	
ホームページ	http://www.suisen.or.jp/kazenoko_hoikuen/	

3. 施設の目的・運営方針

保育所型認定こども園風の子保育園(以下「当園」という)は、以下の運営方針に基づき、幼児教育・保育を必要とする児童を日々受け入れ、教育・保育を行うことを目的とします。
(1) 「当園」は、教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
(2) 「当園」は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
(3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4. 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	892.95㎡	
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
		3階建て一部4階建
	延べ面積	1444.37㎡
園庭	地上園庭 254.21㎡ 屋上園庭103.5㎡	

(2) 主な設備

設備	部屋数	設備	部屋数
0・1歳児室	1	調理室	1
1・2歳児室	2	職員(事務)室	1
早朝・延長時室	1	更衣室	3
3歳児以上室	3	会議室	1
プレイルーム	1	倉庫	5
トイレ・木浴室	14	屋外遊技場	1
調乳室	2	医務室	1

5. 提供する保育等の内容

登園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえ、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告117)に基づき、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 保育園での生活の基本は自由保育、縦割り保育、障がい児保育です。

子どもは自分なりの意思や考えを持つ、独立した人格です。「自分の存在が認められている」「人に受け止めてもらって安心」と感じる、人間関係を身近な大人との間に築くことが必要です。その中で「自信」「意欲」が育ち、自立につながると考えています。乳児クラスは発達年齢に応じた、少人数の活動を中心とし、大人との関わりを基盤とした担当制の保育をします。幼児クラスでは、社会性が育つ保育をします。

(3) 送迎

登降園については原則として保護者が付き添うものとします。

6. 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
副園長	園長のもとで職員を指揮監督し、園長不在時には園長代理として施設業務を推進する	1	1		
主幹保育教諭	園長・副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	2	2		
副主任		2	2		
保育者	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	18	14	4	
看護師	児童及び職員の保健指導に当たる	1	0	1	
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する	3	0	3	

当園では、「大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（9時00分～18時00分）
副園長	正規の勤務時間帯（9時00分～18時00分）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（7時00分～19時15分）
副主任	正規の勤務時間帯（7時00分～19時15分）
保育者	正規の勤務時間帯（7時00分～19時15分）
栄養士	正規の勤務時間帯（8時00分～18時00分）
調理員	正規の勤務時間帯（8時00分～18時00分）

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7. 教育、保育を提供する日と時間、及び休園日

〈1号認定の子ども〉

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日が異なります。

提供する曜日	月曜日から金曜日
教育・保育時間	9時30分～16時00分（6時間30分） ・ 9時30分～13時30分（4時間）・・・教育時間 ・ 13時31分～16時00分・・・預かり保育（無料）
預かり保育（有料）	朝：7時00分～9時29分 夕：16時01分～19時00分
お休み及び休園日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
	夏期 お盆を含む1週間程度 冬期 年末年始を含む1週間程度 春期 新年度準備と前後

※行事によっては土曜日が登園日になることがあります。

〈2号、3号認定の子ども〉

提供する曜日	月曜日から土曜日
保育時間	保育標準時間・・・7時00分～18時00分 保育短時間・・・8時00分～16時00分
延長保育（有料）	18時01分～19時00分 ※月曜日～金曜日（土曜日は実施しない）
休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※その他の日程については、事前に保護者の同意を得て休園する場合があります。

台風等により警報が発令された場合や感染症の流行によるやむを得ない場合の臨時休園があります。

その他、夏期及び冬期の特別保育期間、または職員の研修など施設長が必要と認めた場合には、18時までのお迎えをお願いする場合があります。配布もしくは掲示物、アプリで保護者の皆様には事前に周知させていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。

時間外保育は有料となります。詳しくは別表をご参照ください。

8. 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時30分頃	
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時30分頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時30分頃	
3歳児		11時45分頃	15時30分頃	
4歳児		11時45分頃	15時30分頃	
5歳児		11時45分頃	15時30分頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	2	2		

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

9. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、月の途中で入退園する場合については在籍日数に応じ日割り計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。毎月の引き落としとさせていただきますのでご承知おき下さい。

10. 特別支援教育・障がい児保育の取り組み状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

11. 利用の開始に関する事項

(1) 1号認定子ども

本園が入所申込の方の中で選考し、入所決定し支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書などに同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(2) 2号・3号認定子ども

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 別紙のようなカスタマーハラスメント行為など、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科・小児科

医療機関の名称	森川こどもクリニック
医院長名又は医師名	玉井 普
所在地	大阪市東淀川区淡路二丁目16番6号 シンプルコート1階
電話番号	(06) 6327-0415

(2) 歯科

医療機関の名称	西谷歯科クリニック
医院長名又は医師名	西谷 大樹
所在地	大阪市東淀川区小松1丁目12-28
電話番号	(06) 4809-1182

14. 緊急時における対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先などへ速やかに連絡を行います。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。	
防災設備	・自動火災報知機 有	・誘導灯 有
	・防火戸・防火シャッター 有	・非常警報装置 有
	・非常用電源 有	・排煙設備 有
	・その他、カーテン、敷物等の防災処理 有	
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。	

16. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

17. 個人情報の取り扱いについて

特定教育・保育の提供に当たって、個人情報の管理、取り扱いには十分配慮し、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。上記にかかわらず、保護者同意の上、他の特定教育・保育施設等その他の機関に、子ども及び保護者の情報を必要に応じて提供します。

18. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任保育士		
	・苦情解決責任者 園長		
	・ご利用時間 9:00～17:00		
	・電話番号 06-6328-4019 ・ F A X 06-6328-4030		
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	藤田 さえ子	大阪弁護士会 所属 水仙福祉会 監事	072-232-5400
	梶原 三千子	大阪弁護士会 所属	06-6223-1717
	東島 清	元大阪大学 理事・副学長	06-6328-3786
		水仙福祉会 評議員	

※当園は、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19. 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園は、以下の保険に加入しています。

保険の種類	損害保険
保険の内容	園児・職員事故対策共済（大阪市私立保育園連盟）
保険金額	年額200円（一人当たり）

保険の種類	施設賠償責任保険
保険の内容	保育園運営全般
保険金額	年額9,230円

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	エレベーター内での事故
保険金額	年額3,972円

20. 園児の利用状況（毎年度5月1日）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	3人	6人	6人
1歳児	15人	6人	6人
2歳児	12人	12人	12人
3歳児	30人	29人	29人
4歳児	30人	29人	26人
5歳児	30人	29人	26人

21. 共同保育

以下の項目において、風の子保育園は、風の子ベビーホームとの共同保育を実施します。

- ・土曜日保育
- ・全体行事（運動会など）
- ・交流保育

※夏期、冬期特別保育などで人数が著しく少ない場合も共同保育を行うことがあります。
その際には、事前にお知らせをいたします。

22. 第三者評価の受審の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和6年度受審	WAM NETにて公表
自己評価の実施状況	未実施	

23. 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし

24. その他の保護者に説明すべき事項及び留意事項

登園・降園について	
連絡方法・申し込み	欠席・遅刻連絡は9時00分までにアプリへの入力となります。 その他、延長保育・土曜日保育の申し込みは前月の20日朝9時00分までとなります。
お迎えの変更	降園時は必ず保護者及び、それに代わる責任のある大人の方がおこなってください。
	保護者以外（祖父母、きょうだいを含む）のお迎えの場合は、必ず事前にご連絡ください。名前や続柄、迎えの時間等連絡がない場合は確認ができるまでお待ちいただく場合がありますのでご注意ください。
保護者証（名札）	送迎や行事の際は、保護者証を必ずつけていただくようお願いいたします。
車での送迎	車での送迎は、原則禁止です。 やむを得ず車で来られる場合には子どもの安全に十分留意した上で、決して近隣のご迷惑とならないよう、お近くのコインパーキングをご使用ください。
自転車での送迎	自転車で送迎される場合は、保育園駐輪スペースをご利用いただき、近隣のご迷惑にならないようご配慮ください。 スペースも限られておりますので、混雑する時間帯は速やかに送迎を済ませていただきますようご協力をお願いします。

手紙等の配布及び、ホームページ等への写真・動画掲載について	
手紙等の取り扱いについて	納付書や手紙類をウォールポケットで配布されること。
写真・動画掲載について	保育の質の向上のため、園児の姿を写真や動画などで撮影し、会議や研修などに用いること。また、当園の様子を紹介するにあたり、保育の様子を撮った写真・動画を運営法人の社会福祉法人水仙福祉会ホームページや保育園の懇談会、就職フェア等に用いること。

土曜日保育について	
保育時間	7時00分～18時00分 この時間を過ぎられる場合は別途延長料金がかかります ※別表参照
申し込み方法	前述の通り、アプリを使用して申し込みいただきます。 締め切りは前月の20日朝9時00分までとなります。給食の食数及び職員体制を整える為に、締め切りまでに必ずお申込みください。
共同保育	風の子保育園と風の子ベビーホームは、土曜保育を2園共同で行っております。共同保育の実施施設は風の子保育園となります。

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別 表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

・時間外にかかる利用者負担

*2号・3号認定 保育短時間利用者に適用

利用時間	利用料金
7時00分～7時29分	500円
7時30分～7時59分	500円
16時01分以降30分ごと	500円/30分
(例) 7:35～18:20が保育時間だった場合、3,000円	
※園行事等の場合の時間外保育料は適応外となります。	

*2号・3号認定 保育標準時間利用者に適用

利用時間	利用料金
18時01分以降30分ごと	500円/30分
(例) 7:35～18:20が保育時間だった場合、500円	
※園行事等の場合の時間外保育料は適応外となります。	

*1号認定の利用者負担

	利用時間	利用料金
平日	7時00分～9時29分	500円/30分
	9時30分～13時30分	教育時間 (無料)
	13時31分～16時00分	預かり時間 (無料)
	16時01分～19時00分	500円/30分
	長期休暇中	最大4,000円/日
(例) 平日7:35～18:20が保育時間だった場合、4,500円		
※園行事等の場合の時間外保育料は適応外となります。		

◎やむを得ない理由で休暇期間中に保育が必要となった場合は、証明書の提出により保育料等の相談に応じます。

*延長契約 (2号・3号認定 保育標準時間利用者のみ契約可能)

保 育 時 間	利用者負担金	
	2号認定(3歳児以上)	3号認定(3歳児未満)
午後6時～午後6時30分	4,500円	5,500円
午後6時～午後7時	5,500円	6,500円
※2・3号認定短時間の方、1号認定の方は契約不可です。		

*給食費に係る利用者負担(全クラス)

	月額給食費	一時給食費
1号認定 (3～5歳児クラス)	6,000円 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> [主食費：2,000円 副食費：4,000円 </div>	おやつ代 50円／日 食事代 300円／日 (土曜日・休暇期間等利用する場合)
2号認定 (3～5歳児クラス)	6,000円 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> [主食費：2,000円 副食費：4,000円 </div>	300円／日 (土曜日利用する場合)
3号認定 (0～2歳児クラス)	保育料に含まれる	

※副食費免除の方：月額2,000円（主食費のみ）＋土曜日分

別途 遠足代・宿泊保育（5歳児）

令和7年度：遠足700円

令和7年度：宿泊5,000円

※上記の金額は前年度実績による。

・その他行事の内容に応じて徴収させていただく場合があります。必ず書面又はアプリにてお知らせいたします。

その他の保育料以外にかかる費用

項目	内容・及びその対象等	金額
紙おむつ 及びお尻拭き (サブスクリプションサービス)	0歳・1歳児対象 (2歳児以上でご希望の方は契約又は継続できません)	月額 2,600円
特別教育費	3歳児(音楽)(読み聞かせ)	月額 1,000円
	4歳児(音楽)(読み聞かせ)	月額 1,000円
	5歳児(音楽)(陶芸)(読み聞かせ)	月額 2,000円
以下、令和7年度改定の価格 (変更があればお知らせします)		
氏名印	全園児(初回のみ)	220円
個人ファイル	0～2歳児	186円
カー帽子	1～5歳児(1歳児については例外あり)	950円
クレヨン	3～5歳児	790円
サインペン6色	3～5歳児	440円
自由画帳	3～5歳児	429円
プール帽	4～5歳児(希望者のみ)	580円
文字ワーク	5歳児	420円
年長児Tシャツ	5歳児	715円
文字ワーク ファイル	5歳児	150円

※当園は、上記費用の支払いを受けた場合は領収書を交付いたします。

希望される方は、お申し出ください。

以下、保護者会への支払い		
※保護者会費は保護者会に直接お支払いいただくものです。 徴収に際し、当園が一度お預かりしたのちに保護者会会計に入金いたします。		
保護者会費	全園児(子ども2人目以降100円割引)	月額 800円
寝具管理費	0歳児	年額 3,000円
	1～3歳児	年額 2,000円
	4歳児	年額 1,000円
	5歳児	年額 500円
紙パンツ	足りなかった場合につき使います	1枚 100円